

グリーン家電エコポイント・住宅エコポイントの課税について

グリーン家電エコポイント・住宅エコポイントは交換商品と交換した日付の属する年度の収入金額となります。

法人・個人事業者・個人により扱いが異なります。

- ①法人: 交換した日付の属する事業年度の収入(益金)となります。
- ②個人事業者で不動産所得用の賃貸物件にかかるもの: 交換した年の不動産所得の収入となります。
- ③個人事業者で事務所や作業所など事業に関わる物件にかかるもの: 事業所得の収入となります。
- ④個人: 自宅や自家用の家電にかかるもの: 交換した年の所得税の一時所得となります。

注意したいのは個人の場合、保険の解約等があってエコポイントと合わせて年間50万以上の一時所得があった場合、申告の必要があるということです。(一時所得は50万円の特別控除がありますので。)

住宅エコポイントは最大でも1戸につき32万円までですが他に臨時のお金が入ったという方は税理士に相談されてはいかがでしょうか？